



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

民事執行法が改正され、債務者に関する情報の取得手続や財産開示手続がより実効性のあるものとなりました（来年5月17日までに施行）。賃金の減額に関する近時の最高裁判例をご紹介します。

## ◇ 民事執行法改正～より実効的な民事執行を～

本年5月、民事執行法等を改正する法律が成立・公布され、公布日から1年以内に施行されることとされました。その内容は、差押禁止債権を巡る規律の見直し、子の引き渡しに関する強制執行の規律の明確化等、多岐に亘りますが、本号では、債務者の財産を開示させる制度の実効性を高めるための新規程について解説します。

### 1. 債務者以外の第三者からの情報取得手続

改正法は、債権者の申立により、裁判所が、第三者に対し、執行の対象となる財産に関する情報を提供するように命じることのできる制度を新設しました。弁護士会照会により任意の開示を求めざるを得ない現状に比べ、その実効性が大いに高まるものと考えられます。

裁判所命令の名宛人は、債権の種類に応じて、概要次の通り分けられます。

- ・預貯金債権、上場株式・国債等・・・金融機関
- ・土地・建物・・・登記所
- ・給与債権（勤務先）・・・市町村、日本年金機構等  
\*但し、給与債権に関する情報の開示を申し立てられるのは、養育費等の債権や、身体の侵害による損害賠償請求権を有する債権者のみ。

### 2. 財産開示手続制度の見直し

現行法下においても、債権者が債務者の財産を明らかにするように求める裁判上の手続（財産開示手続制度）が設けられていますが、実務上、余り有効に活用されていませんでした。

改正法は、より利用しやすく、且つ実効的な制度とするため、現行法を以下の通りを改めました。

#### (1) 申立権者の拡大

現：確定判決等を有する債権者のみが申し立てることができる。

新：仮執行宣言付判決の取得者や、公正証書により金銭の支払いについて取り決めた者も申立てを行うことができる。

#### (2) 罰則の強化

債務者の期日への不出頭や虚偽陳述については、刑事罰を科すものとされました。

現：30万円以下の過料

新：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

\*

## ◆ 労働協約による賃金減額の効力(最判平31. 4. 25)

### 1. 事案の概要

Yに雇用されていたXは、YがXの所属する労働組合との間で締結した労働協約に基づき賃金を減額（20%）して支払ったため、減額分の賃金の支払いを請求した。

### 2. 判決要旨

Yと組合との合意（本件合意）によってXの賃金債権が放棄されたというためには、本件合意の効果がXに帰属することを基礎付ける事情を要するところ、本件においては、この点について何ら主張立証はなく、組合がXを代理して具体的に発生した賃金債権を放棄する旨の本件合意をしたなど、本件合意の効果がXに帰属することを基礎付ける事情はうかがわれない。

そうすると、本件合意によってXの未払賃金に係る債権が放棄されたものということとはできない。

### 3. コメント

労働組合と使用者の間で組合の労働条件に関して合意をしたとしても、当該合意が組合員と使用者との間の個別の労働契約の内容となるためには、①当該合意に労働契約としての規範的効力が生じるか、②合意の内容、その成立状況などに照らして労働組合が組合員である労働者を代理して合意をしたといえるかが問題となります。

また、労働協約中の「労働条件その他の労働者の待遇に関する基準」は、個々の労働契約を直接規律する規範的効力を与えられていますが、規範的効力を付与するには、書面で作成され、かつ両当事者がこれに署名し又は記名押印する必要があります。但し、組合員個々人の具体的に発生した賃金請求権など既に発生している権利の処分又は変更は、労働組合の一般的な労働協約締結権限の範囲外であり、当該個々人の特別の授権を得ることが必要です。

このような考え方の下、最高裁は、第一審及び控訴審の判断を覆し、本件ではXが組合に特別の授権をしたとは評価しがたいと判断しました。労働協約によって組合員の具体的労働条件を変更しようとするときは、その内容や授権の有無について確認する必要があるといえます。

(友成、門屋)

## \*\*\*法務トピックス\*\*\*

### ◆ 水道法の改正（2019. 10. 1施行／厚生労働省）

水道の基盤強化を図るため、所要の措置が講じられます。地方公共団体が、水道事業者としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者を設定できる仕組みが導入されます。

### ◆ 地域別最低賃金の改定（2019. 10. 1から順次）

都道府県毎に定められている地域別最低賃金が改定され、全国加重平均額27円の引上げとなります。改定額の発効日は各都道府県で異なりますが、10月1日から6日までに順次発効されます。